**大阪府入札監視等委員会 入札監視第２部会　平成30年度第１回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成30年６月21日（木）午後１時30分から午後４時00分

２　場所　　大阪赤十字会館４階　４０１会議室

３　出席委員　　５名

４　審議対象期間　　平成29年12月1日から平成30年３月31日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数300件の中から次の９件を委員が抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別紙のとおり

 (抽出事案一覧)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 大阪府営清滝住宅第１期外１件エレベーター棟増築工事 | 469,800,000 |
| 一般競争 | 日本万国博覧会記念公園 もみじ川芝生広場改修工事 | 46,924,920 |
| 随意契約 | 大阪府立茨木支援学校昇降機設備改修工事（その２） | 38,556,000 |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 一般競争 | 大阪府営高槻下田部住宅第１期エレベーター棟増築工事地質調査業務 | 4,572,720 |
| 委託役務 | 一般競争 | 大阪府営貝塚三ツ松住宅外１０件アスベスト含有分析調査業務 | 6,447,600 |
| 一般競争 | 画像データ比較対照車種特定システム機器の賃貸借 | 1,659,398 |
| 随意契約 | 交通信号機及び固定式灯火標識電球取替清掃等業務（その２） | 33,480,000 |
| 物品購入 | 一般競争 | 入退室管理装置ほか２件の購入 | 7,970,400 |
| 一般競争 | 壁掛け式超短焦点プロジェクター（電子黒板機能付き）他２件の購入（高槻北） | 3,062,264 |

（別紙）

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| **【大阪府営清滝住宅第１期外１件エレベーター棟増築工事】** |  |
| 　辞退者が１０者と多いのはなぜか。 | エレベーター棟増築工事は発注予定月を事前に公表している。本件と同日公告の工事が３件、１月に５件、２月に２件あり、いずれも入札参加資格として工事現場ごとに専任の監理技術者を配置するよう求めている。限られた監理技術者をどの工事に配置するかは業者の判断であり、他の案件の工事内容と比較し、結果的に本件への応札を辞退した者が多くなったのではないかと考えている。 |
| 同種工事を複数発注しているとのことであるが、応札者が少なく、落札率が高いのは本件だけか。 | 　他に、２者で９８％、３者で９６％、５者で９６％となっている案件があった。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 　可能な限り発注時期を分散させたい。また、平成３０年度からは、入札時点では同一公告日の工事ごとに異なる監理技術者を確保していなくても入札参加自体は可能とする緩和策を講じ、参加者が一層増加するよう努めていくこととしている。 |
| **【日本万国博覧会記念公園 もみじ川芝生広場改修工事】** |  |
| 　辞退者が多いのはなぜか。　造園工事と機械・電気設備工事を分割して発注する方法は考えられないのか。 | 　本件は単に芝生を張り替えるだけではなく、スプリンクラーの改修など、機械・電気設備工事も混在しており、下請業者を確保し経費の積算や工事を依頼するといった手間もかかることから、参加を控えた業者が多かったのではないかと考えている。　本件は、芝生を張り替え適正に管理していくことが目的であり、各工事を分割して発注すると、その後芝枯れ等があった場合に責任の所在が不明確となることから、造園業者に発注しているものである。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 　入札参加者が増えるよう、見積項目や図面の記載内容を分かりやすくできるよう努めていきたい。 |
|  |  |
| **【大阪府立茨木支援学校昇降機設備改修工事（その２）】** |  |
| 　６号随契**※１**としたのはなぜか。　 | 本件は当初、一般競争入札で発注しようとしたが、応札した１者が予定価格超過であり、再入札も辞退したことから入札不調となった。そこで８号随契**※２**を行うため応札者のみと協議したが、予定価格以下での契約締結が見込めなかった。よって、予定価格を見直した上、参加条件を満たす９者に見積りを依頼し、最も安価な価格を提示した者と６号随契を締結したものである。 |
| 　随意契約を行う際の手続きを含め、今後に向けて改善点はあるか。 | 今後、８号随契を行うに当たっては、入札不調時の応札者だけでなく、参加条件を満たす多くの業者から見積りを徴取するなど、随意契約について適切に手続きを進めていく。 |
| **【大阪府営高槻下田部住宅第１期エレベーター棟増築工事地質調査業務】** |  |
| 失格者が多いのはなぜか。 | 受注意欲が高く、最低制限価格付近を見込んで入札したものの、結果的に下回ってしまった業者が多かったのではないかと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 業者が入札に当たって行う積算に必要な情報をより分かりやすく把握できるよう、入札公告時に示す積算要領のホームページ先のＵＲＬを目につきやすく表示するとともに、積算要領に経費の算定式等を具体的に示すなどの工夫を検討していきたい。 |
| **【大阪府営貝塚三ツ松住宅外１０件アスベスト含有分析調査業務】** |  |
| 　落札率が低いのはなぜか。　一者入札となっているが、受注可能業者は何者あるか。 | 受注意欲が高く、他社との競争を考慮するとともに、業務量（検体数）の多さを踏まえ、スケールメリットにより価格を抑えて入札した結果ではないかと考えている。大阪府環境農林水産部作成の「アスベストに関する測定可能な事業所一覧（大阪府域）」記載の事業者のうち、１８者が今回参加資格として示している資格者名簿に登録されていることを確認している。 |
| 　今後に向けて改善点はあるか。 | 予定価格の算出に当たっては、市場価格のより一層の把握に努めるとともに、入札参加者を増やすため、業者の繁忙期を避け、できるだけ早期に発注するよう検討していきたい。 |
| **【画像データ比較対照車種特定システム機器の賃貸借】** |  |
| 　入札参加者を増やすため、今後に向けた改善点はあるか。 | 入札参加者を増やすため、契約局と協力しながら入札公告情報の業者への一層の周知に努めるとともに、今後も関係部局と検討していきたい。 |
|  |  |
| **【交通信号機及び固定式灯火標識電球取替清掃等業務（その２）】** |  |
| 　６号随契としたのはなぜか。 | 　本件は、平成２９年８月と同年１０月に一般競争入札で発注したが、いずれも落札候補者がなく入札不調となった。そこで応札者に見積書を依頼したが、全者辞退であった。本件の性質上、これ以上業務の開始を遅らせることはできないことから、参加条件を満たす者に見積りを依頼し、最も安価な価格を提示した者と６号随契を締結したものである。 |
| 　今後に向けて改善点はあるか。 | 　当初の一般競争入札においても応札者が少なかったことから、発注時期について工事案件の多い時期を避けたり、小規模業者でも対応しやすい仕様とする工夫をしていくなど、より多くの業者が参入しやすい発注となるよう、今後心がけていきたい。 |
| **【入退室管理装置ほか２件の購入】** |  |
| 落札率が低いが、どのような理由が考えられるのか。 | 落札者は機器の製造から販売まで一貫して行うメーカーであり、受注意欲が高かったことから、自社の戦略として安価に入札したのではないかと考えている。 |
| 今後に向けて改善点はあるか。 | 発注時期が業者の繁忙期と重ならないよう、スケジュール調整を図るとともに、入札参加資格として「通信用機器」以外に登録されている業者も参加対象とすることについて検討したいと考えている。 |
|  |  |
| **【壁掛け式超短焦点プロジェクター（電子黒板機能付き）他２件の購入（高槻北）】** |  |
| 　他校の同種案件で落札率が低いものがあるが、本件の落札率が高いのはなぜか。　本件のような調達は教育庁で一括発注した方が効率的ではないか。 | 本件は、他校が求める超短焦点プロジェクターとは仕様が異なり、「電子黒板機能」がある特殊なものなので、値引き等がされにくかったのではないかと考えている。各学校が教育内容を設定し、それに応じて調達の仕様を決定しているため、一括発注することは困難であると考えている。 |
| 　今後に向けて改善点はあるか。 | 　物品購入における経費節減のため、共通の教育内容で運用するなど仕様が同じものであれば、教育庁で一括発注することも検討したいと考えている。 |
| 　 |  |

　**※１**『６号随契』：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号に定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」に、随意契約によることができる。

　**※２**『８号随契』：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号に定める「競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき」に、随意契約によることができる。